

令和2年度 宇美町教育委員会の権限に
属する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価について

令和3年9月

宇美町教育委員会

目 次

第1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
第2	宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施方針について	1
第3	宇美町教育委員会の令和2年度活動の概要について	2
第4	宇美町教育委員会の基本目標に基づく令和2年度主要施策の点検及び 評価について	4
第5	点検・評価に関する有識者からの意見について	40
	〈資料1〉宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価実施要綱	41

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成 19 年 6 月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）の一部改正において、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

この規定により、平成 20 年 4 月 1 日からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするものとされました。

この法の規定に基づき、宇美町教育委員会は、令和 2 年度の宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、令和 3 年 9 月 29 日、宇美町教育委員会において議決し、宇美町議会に提出します。

第2 宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

1 点検及び評価の目的

- (1) 宇美町教育委員会は、毎年、主要施策の取組状況について点検及び評価を行い、その事業の目的、課題や取組の方向性を明らかにすることで、効果的な教育行政のより一層の推進を図ります。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、住民に信頼される教育行政を推進します。

2 点検及び評価の対象

「令和 2 年度宇美町教育振興基本計画」

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、施策・事業の進捗状況を総括するとともに、その事業の目的、課題や今後の取組の方向性を示すもので、毎年 1 回実施します。
- (2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で教育委員会において点検及び評価を行います。
- (3) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を宇美町議会に提出します。また、報告書は公表するものとします。

第3 宇美町教育委員会の令和2年度活動の概要について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制が明確化された新たな教育委員会制度（以下「新制度」という。）が導入されることになり、宇美町では、平成27年10月1日から新制度に移行した。

新制度における教育委員会は、町長が議会の同意を得て任命した教育長（1人）と教育委員（4人）の計5人で組織する合議体の執行機関であり、新制度における教育長は、教育委員会の代表者として、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会事務局の指揮監督を行うもので、任期は3年である。また、教育委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月1回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を行っている。令和2年度は、定例会を12回、臨時会を5回開催し、議案29件、承認6件、協議事項10件、報告事項111件について審議を行った。

定例教育委員会の会議以外の活動では、宇美町学校教育推進協議会を年2回開催した。第1回は6月に、各小中学校の令和2年度学校経営構想についての説明資料を配付し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、書面開催とした。第2回は2月22日にオンライン開催し、各学校長が年間の取組及び成果と課題について報告を受けた。また、秋には各小中学校を訪問して授業場面や教育環境等を視察し、各学校の教育課題や経営課題等に応じた指導・助言を行い、各学校の教育活動の充実を図った。

令和2年度は、コロナ禍の中、令和2年3月からの臨時休業が継続している中、年度が始まり、あわせて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を施しながら教育活動を展開した。学校行事においては、小中学校入学式、中学校体育会、小学校運動会、中学校文化発表会、小学校フェスタ・発表会等は中止となった。中止とした入学式の代わりに実施した入学手続きや、感染症対策として参加者の縮小等を施しながら実施した卒業式の際は、その様子を確認するために学校を訪問した。

社会教育関係では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、宇美町人権問題啓発講演会、福岡教育事務所管内市町教育委員人権教育研修会、糟屋郡民スポーツ大会宇美町選手団結団式、ふみの里まなびの森フェスタ、人権問題街頭啓発活動やあいさつ声かけ運動街頭啓発等中止となったが、新しい生活様式を取り入れながら事業の実施、再開される中、宇美町成人式、宇美町人権教育推進協議会に出席した。

令和2年度、宇美町教育委員会が特に重点として取り組んだ施策は、学力向上と不登校児童生徒の解消である。学力向上については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学びの保障、小中連携教育の推進、特別支援教育の推進の視点から取り組んだ。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学びの保障については、令和2年3月2日からの臨時休業、5月20日からの分散登校の実施、6月1日からの学校再開と、段階的に教育活動を開始した。学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省）に沿って感染防止対策を徹底するとともに、教育課程の再編成及び学習活動の重点化を行った。さらに、学びの保障のためのICT環境整備とその活用の推進

も図ってきたところである。また、令和元年10月から教育委員会事務局に配置した学力向上コーディネーターが各小学校を巡回し、少人数指導や若年教師の指導力向上に取り組んだ。

小中連携教育においては、8つの小中学校が連携して、小中連携授業改善研修会を開催した。各中学校区ごとに「育成したい資質・能力」について協議したり、講師を招聘し、各中学校区で代表授業を公開し、指導助言をいただいたりした。また、「学力の向上及び小中連携授業研究の深化」「特別支援教育の充実」等を目的とした担当者会や研修会を計画的に開催した。特別支援教育の推進については、特別支援学級はもとより通常の学級における特別な配慮を要する児童生徒へのより一層のきめ細やかな指導を行うことができるように、特別支援教育支援員を14人雇用し、一人一日6時間、年間187日、各小学校に2名ずつ、中学校においては1校に2名、2校に1人配置した。また、就学指導員を教育委員会事務局に配置し、保護者との面談等に対応した。不登校児童生徒の解消に向けては、各学校の取組を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの活用や教育相談室、適応指導教室を継続的に開設した。

学校施設整備においては、学校施設の老朽化が進んでおり、今後の改修等が課題となるが、令和元年度に「小中学校長寿命化計画」を策定した。この計画に基づき、整備を進めるとともに、国が提唱する「GIGAスクール構想」の早期実現に向けて、「高速大容量の通信ネットワーク」や「児童生徒一人1台端末」の整備を進めてきた。

令和2年1月に、宇美町役場の行政組織機構改革の実施により、従来の子育て支援課が「こどもみらい課」と改称し、教育委員会に編入された。併せて、学校教育課の事務所が宇美町健康福祉センター・うみハピネスに移転し、センターの名称も「宇美町こども教育総合支援センター・うみハピネス」に改称された。これにより、妊産婦から義務教育終了まで切れ目ない支援体制が構築され、子育てと教育を一体的に推進していく仕組みが整った。さらには、社会教育課を含めた所属3課の施策の調整を行う教育調整監が新たに設置された。今後は、所属3課の連携協力を深め、教育目標の達成に向けて取り組んでいく。また、令和2年2月には「共同学校事務室」を設置した。今後は、この事務室の機能を十分に生かして、学校の円滑な運営に努めていく。

新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた授業、学校行事や社会教育行事等を十分に実施することができなかったが、児童生徒をはじめ、町民の健康や安全面を第一義に対応を進めてきた。今後も、関係機関と情報を共有し、連携協力して、感染防止対策の徹底を図っていく。宇美町教育委員会は、現場の状況や実態を的確に把握するために、学校や施設の訪問、会議、研修等に積極的に参加するとともに、諸問題に対して適切に対応しながら、宇美町教育施策の実現に向けて、引き続き教育行政を推進していく。

【教育委員】

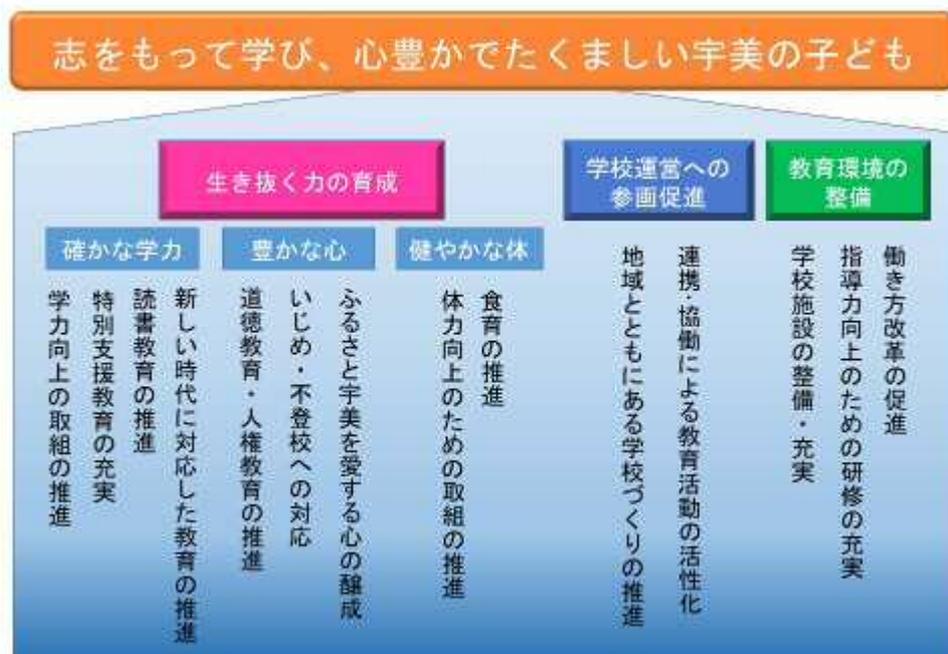
令和3年3月31日現在

職名	氏名	任期
教育長	佐々木壮一郎	平成30年10月1日～令和3年9月30日
委員（教育長職務代理）	安川 一馬	平成30年10月1日～令和4年9月30日
委員	川上 利香	平成29年10月1日～令和3年9月30日
委員	三徳屋典子	平成29年7月1日～令和3年6月30日
委員	金子 辰美	令和元年10月1日～令和5年9月30日

第4 宇美町教育委員会の基本目標に基づく令和2年度主要施策の点検及び評価について

《学校教育施策》

基本方針	宇美の子どもを育む学校教育の推進
成果指標	志をもって学び、心豊かでたくましい宇美の子ども



重点施策	1 生き抜く力の育成
主要施策	
(1) 確かな学力の育成	
施策1	学力向上の取組の推進
施策2	特別支援教育の充実
施策3	読書教育の推進
施策4	新しい時代に対応した教育の推進
施策の取組状況	
(1) 確かな学力の育成	
＜施策1 学力向上の取組の推進＞	
○ 全国学力・学習状況調査（小6、中3対象）は4月16日に予定されていたが、臨時休業の影響を考慮し、実施を取りやめることとなった。福岡県学力調査（小5、中1・2対象）は6月16日に予定されていたが9月に延期することとなり、本町では小学校が9月16日、中学校が9月18日に実施した。12月4日に県チャレンジテスト（小4を対象）、12月10日に町標準学力調査（小学校全学年対象）を実施した。実施後には、結果分析と授業改善の視点を校長会、教頭会で示すとともに、町教育委員会による学校訪問において、各学校の実態分析をもとに今後の授業改善の推進を促したりした。	
○ 学力向上推進担当者研修会を中心に、学力向上検証改善サイクルについて学校間で情報共有しながら、その取組を進めた。	

学力向上推進担当者研修会では、各学校の学力向上推進担当者（学力向上コーディネーター）が、自校の学力向上プランについて説明するとともに、中学校区グループによるワークショップ型協議を行い、「中学校区で育てたい資質・能力」について意見交換を行ったり、各学校における非認知的能力の育成に係る取組や学力向上プランの検証改善の実際について報告し合ったりした。年間2回の小中連携授業改善研修会は、学力向上推進担当者が中心となり、中学校区ごとに合同研修を運営した。宇美中学校区は井野小学校において算数科、宇美東中学校区は宇美東中学校において国語科、宇美南中学校区は宇美南中学校において道徳科の授業を通して、中学校区で育てたい資質・能力の育成に関する協議を行った。研修会では、福岡教育大学附属福岡小・中学校の教諭を指導助言者として招聘し、内容の充実を図った。

- 福岡県学力調査では、小学校は国語99.0（昨年度比+5.7）ポイント、算数97.9（昨年度比+10.6）ポイントで、県平均には及ばなかったが、昨年度と比べると伸びが見られた。中学校第1学年は国語98.2（昨年度比+3.0）、数学93.5（昨年度比+3.7）と国語、数学ともに昨年度から伸びが見られた。中学校第2学年は国語99.1（昨年度比+7.8）数学87.7（昨年度比-1.6）と数学で課題が見られた。
- 桜原小学校において、糟屋地区市町教育委員会連絡協議会研究指定及び宇美町教育委員会研究指定として、11月26日に「科学する喜びを感じ、主体的に問題解決する子どもを育てる理科・生活科学習」を主題にオンライン研究発表会を実施した。また、原田小学校において、福岡地区学校図書館研究大会として、12月3日に「すすんで本にふれ合い、豊かな心をはぐくむ図書館教育」を主題に、児童と参観者が接触しない形式での研究発表会を実施した。
- 学力向上支援員を配置し、組織的・計画的に習熟度別学習指導等の個に応じた指導を実施した。

<施策2 特別支援教育の充実>

- 特別支援教育担当者研修会では、井野小学校を授業会場として、12月10日に研究授業を実施した。福岡教育大学附属福岡小学校中学校から講師を招聘して、特別支援学級における算数科学習指導に関する研修を行った。
- 小中において切れ目のない支援を行うために、個別の教育支援計画、個別の指導計画を、町内小中学校で同じ形式をもとに作成することを確認し、その作成・活用を図るとともに、学校訪問の際にその作成状況について確認や指導を行った。
- 特別支援教育支援員を14人雇用し、各小学校に2人ずつ、中学校には1校に2人、2校に1人を配置することで、個々にきめ細やかに対応した。
- 各学校における通級による指導（言語障害）に対して専門士を派遣し、通級による指導の支援を行った。（年間活動日数17回、対象児童生徒数17人）
- 就学相談員による教育相談を実施し、対象児童生徒の在籍する幼稚園、保育園、学校

等を巡回し、保護者、担任等と面談するとともに、特別支援学級に入級、特別支援学校に入学を検討している保護者等に学校見学を実施した。また、町こども療育センターすくすくの利用保護者を対象に特別支援教育学習会を6月（紙面開催）と1月に実施した。

<施策3 読書教育の推進>

- 児童・生徒の「自ら考え・判断し、表現する力」を育むために、学校図書館や町立図書館を活用して取り組む「調べる学習コンクール」を実施し、多くの優れた作品の提出があった。実施にあたり、各学校の司書教諭及び学校司書を対象に指導者研修会を紙面にて開催した。7月に予定していた親子学習会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止とした。
- 各学校では児童生徒の実態に応じて本に親しむ習慣づくりを行った。具体的には、朝の10分間読書、ボランティアや図書委員、教師等による読み聞かせ、家庭での読書等を行ってきた。また、各学校では学校司書が情報交換して工夫しながら、学校図書館における感染症対策を行った。
- 「第12回宇美町図書館を使った調べる学習コンクール」では、小学校2292人、中学校786人、計3078人から作品の応募（全児童生徒数に対する応募数の割合：小学校100%、中学校71.5%）があり、宇美町から推薦した44作品が、全国コンクールで優良賞（1作品）と佳作（43作品）を受賞した。
- 学校図書館の年間貸し出し冊数（小学校251,741冊、中学校12,656冊）は前年度比、小学校111.4%、中学校109.5%となっている。

<施策4 新しい時代に対応した教育の推進>

- 令和2年度の学習指導要領全面実施に際して、小学校における外国語活動の充実を図るため、町内小学校教職員を対象とした外国語指導助手（ALT）による全員研修を予定していたが新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止とした。
- プログラミング教育については、令和元年度冬季休業中に全小学校で実施した「小学校プログラミング研修会」の内容をもとに各学校が教育課程を編成し、その実施を推進した。
- キャリア教育については、教務担当主幹教諭研修会での協議をもとに、児童生徒自身が自分の成長や変容を把握し、主体的な学びに向かう力を育み、自己実現を図ろうとする態度を養うために、児童生徒が見通しを立てたり振り返ったりする教材「キャリア・パスポート」を作成し、活用した。

主要施策

(2) 豊かな心の育成

施策5 道徳教育・人権教育の推進

施策6 いじめ・不登校への対応

施策7 ふるさと宇美を愛する心の醸成

施策の取組状況

(2) 豊かな心の育成

<施策5 道徳教育・人権教育の推進>

- 小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から、特別の教科道徳（道徳科）が始まったことを受け、全小学校で道徳科に関する校内研修を実施した。
- 宇美町立小中学校がめざす子どもの姿「う・み・し・ぐ・さ」（傾聴・勤労・挨拶・立腰・奉仕の視点で目指す子どもの姿を五七五で示した頭文字）の周知を行い、小中学校での一貫した指導を推進した。

<施策6 いじめ・不登校への対応>

- 年間計画に位置付けたいじめアンケート等を計画的に実施した。結果の集計と分析を通して各校で教育相談等を実施し、子どもの悩みの解決やいじめにつながる課題の早期発見に努め、適切に対応した。
- 不登校児童生徒に対する学校への復帰訓練を行う宇美町適応指導教室（くすのき教室）を継続して開設した。小学生2人、中学生12人が入室し、そのうち、中学3年生2人全員が高校へ進学した。
- 教育相談室においては、相談員（臨床心理士）2人による面談・訓練・教職員へのコンサルテーション、研修を実施した。さらに、学校との連絡会を学期末に実施し、情報を共有し学校生活における改善を行った。（相談件数 延べ904件、対象児童生徒数92人）
- スクールソーシャルワーカー（社会福祉士）を配置し、児童生徒が学校生活を送る上での困難となる事象を、学校・家庭・行政・福祉関係施設等などと連携し、児童生徒を取り巻く環境を調整し不登校解消を目指した。（相談件数 延べ176件、対象児童生徒数40人）
- 福岡県の事業である「児童生徒を取り巻く生活環境改善事業」の指定を受け、宇美南中学校区を推進中学校区とし、原田小学校を拠点にスクールソーシャルワーカー（週8時間）、宇美南中学校を拠点に生徒指導支援スタッフ（週12時間）を配置し、その活用を行った。

<施策7 ふるさと宇美を愛する心の醸成>

- 生活科や社会科の学習、総合的な学習の時間等に、副読本「わたしたちの宇美」の活用を推進するとともに、第6版（令和2年度版）として町制施行100周年記念号を令和2年4月1日に発行し、授業における活用を図った。
- 町内にある教育文化財についての教職員の理解を深めるために、「宇美町新規採用教職員・町赴任者対象 教育文化財研修会」を8月3日に予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止とした。

主要施策

(3) 健やかな体の育成

施策8 体力向上のための取組の推進

施策9 健康教育の推進

施策の取組状況

(3) 健やかな体の育成

＜施策8 体力向上のための取組の推進＞

○ 体力向上プランを充実させるとともに、体力づくり一校一取組を推進した。小学校においては、福岡県子どもの体力向上広場（県のサイト）の「スポコン広場」に全ての学校が登録し、目標設定をしたり記録を更新したりしながら取組を進めた。

○ コロナ禍の中、活動を制限されたが、児童会活動によるスポーツ集会の実施や休み時間の外遊びなど、児童生徒が主体的に体力づくりができる活動を工夫しながら実施した。

＜施策9 健康教育の推進＞

○ 児童生徒が自他の健康を保持する生活を送ることができるよう、「新しい生活様式」に沿って、学校における感染症対策を施してきた。

○ 学校給食運営検討委員会及び各部会を定期的開催し、学校給食の充実を図った。

○ 「弁当の日」を実施する等、家庭と連携した食育を実践して、子どもの食に対する興味関心を高めた。

○ 地域の農業従事者等の協力を得て、米づくりや野菜づくりなどの農業体験を行ったり、食育に関するパンフレットを配付したりして、食に対する意識や健康な体づくりへの関心を高めた。

課題

(1) 確かな学力の育成について

○ 学力向上プランを活用した検証改善サイクルに基づく取組の実施と変化を見とる目標の設定

○ ICTを活用した学習活動の推進

(2) 豊かな心の育成について

○ 新たな不登校を生まない指導の充実による不登校児童生徒数の減少及び不登校児童生徒の社会的自立に向けた具体的取組の実施

○ コロナ禍における人権教育の推進

(3) 健やかな体の育成について

○ 体力づくり一校一取組のさらなる推進

○ 新しい生活様式における健康教育の充実

今後の取組の方向性

(1) 確かな学力の育成について

○ 施策「学力向上の取組の推進」では、学力向上プランの活用を進めるとともに、成果

指標として、同一集団による経年比較とし、本年度の取組の成果と課題を見とることができるようにする。

- ICTを活用した学習活動の充実に向けて、ICT活用推進担当者研修会を新たに設け、町内各学校の取組を共有しながら、その推進を図る。

(2) 豊かな心の育成について

- 道徳教育及び人権教育を教育活動全体で推進し、学習参観や学校ホームページ等で学校の取組について家庭や地域へ発信する。
- 児童理解や学級集団の状態の把握に立った組織的な生徒指導の推進のために、「楽しい学校生活を送るためのアンケート (hyper Q-U)」の確実な実施とその活用を図り、生徒指導担当者研修会を新規に設ける。
- 各学校からの月例報告によって、いじめ・不登校について実態把握するとともに、その対応について助言を行う。不登校の子どもへの学校への適応を図る適応指導教室 (くすのき教室)、教育相談室、SSW (スクールソーシャルワーカー) 及び各学校との連携を強め、教育相談・支援体制を効果的にすすめる。
- 町制施行100周年記念年号として作成した副読本「わたしたちの宇美 (第6版)」の活用推進や、宇美町新規採用教職員及び町赴任者を対象とした町文化財研修会の実施を通して、宇美のひと・もの・ことの魅力を知り、伝え、守ろうとする子どもの育成を図る。

(3) 健やかな体の育成について

- 各学校で児童生徒の体力等に関する実態を分析し、体育科・保健体育科の授業改善の視点にしたり、「体力づくり一校一取組」の意図的・計画的な実施につなげたりしていく。
- 学校における食育の推進のため、各教科や領域の学習時間を通じて、食に関する取組を進める。具体的には、「弁当の日」の実施など、学校と家庭が連携した食育を実践し、子どもの食に対する興味・関心を高める。
- 新しい生活様式に基づき、これからの時代を生きる子どもたちに必要となる資質・能力について、健康教育の視点から焦点化して施策を推進する。

重点施策	2 学校運営への参画促進
主要施策	施策10 地域とともにある学校づくりの推進 施策11 連携・協働による教育活動の活性化
施策の取組状況	<施策10 地域とともにある学校づくりの推進> ○ 宇美町学校教育推進協議会を年2回開催した。第1回は6月に、各小中学校の令和2年度学校経営構想についての説明資料を配付し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、書面開催とした。第2回は2月22日にオンライン開催し、各学校長が年間の取組及び成果と課題について報告を受けた。 ○ 教務担当主幹教諭研修会において、学習活動の重点化に係る教育課程の再編成におい

て、家庭や地域に関する学校行事等の実施の方向性について、その意義と感染症リスクとを鑑みながら情報共有を進めてきた。

<施策11 連携・協働による教育活動の活性化>

- 学校評価のシステムとして、開催の方法を工夫しながら、全ての学校が学校運営協議会の中で、年度当初に学校経営構想の承認を行い、年度終わりにその取組に対する評価を行った。その結果については学校改善に生かすとともに、学校だより等で発信した。
- 本年度は、感染症の感染拡大防止の観点から、各学校における地域集会やPTA総会等を集合形式で開催できなかったが、ホームページ等でコミュニティ・スクールの取組や学校・家庭・地域が「めざす子ども像」を説明し、共通理解を図った。
- 各学校では、家庭・地域が学校に対して支援する活動や、学校・家庭・地域が協働して行う活動、児童生徒が地域に貢献する活動が予定されていたが本年度は中止となった。

課 題

- 連携・協働による取組に関するコロナ禍に対応した実施内容や方法の工夫改善
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」のための学習活動の重点化の際の指導計画の見直しの視点と、社会に開かれた教育課程の実現の視点から、教育課程を編成していく必要がある。

今後の取組の方向性

地域とともにある学校づくりの推進について

- 教育委員会及び各学校において、「宇美町教育の日」の趣旨に沿った取組を実施する。教育委員会は、宇美町の子どもに関わる全ての教職員が参加する「宇美町立小中学校全員研修会」を計画している。各学校でも、各種行事等を通して、町民の教育に関する関心と理解を一層深める取組を推進する。
- 地域のひと・もの・ことを積極的に授業に取り入れ、「保護者、地域住民が学校で活躍する場づくり」とともに「子どもが家庭、地域に貢献できる場づくり」を積極的にすすめる。その際は、ICTを活用する等、コロナ禍でも学校・家庭・地域がつながることができる工夫をしていく。

連携・協働による教育活動の活性化について

- 各学校が、学校運営協議会（コミュニティ・スクール＝CS）メンバーによる学校関係者評価等を実施して学校改善に生かすとともに、学校だよりで広報する。
- 学校の子どもと地域の大人がともに関わり合う教育活動を推進する。

重点施策	3 教育環境の整備
主要施策	
施策12	学校施設の整備・充実
施策13	指導力向上のための研修の充実
施策14	働き方改革の推進
施策の取組状況	
<p><施策12 学校施設の整備・充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宇美町教育委員会による全小中学校への学校訪問時に、次年度の施設改善点を把握することを目的に、教頭と学校教育課担当者による学校施設評価を実施した。 ○ 昨年度、普通教室及び特別教室等に整備した空調機器を適切に維持管理するために、機器の保守点検を実施した。また、既存に設置している機器の冷媒ガスが生産中止に伴い、今後の修繕等の対応が困難となるため、機器の更新及び新設を含めた機器のリースを実施した。 ○ 宇美小学校では、配膳室出入口改修工事、幹線ケーブル入替工事を実施。宇美東小学校では、電話機更新工事を実施。原田小学校では、インターフォン等更新工事、体育館サッシオペレーター改修工事を実施。桜原小学校では、外部階段手摺新設工事を実施。井野小学校では、校長室他電話機更新工事、3階多目的ホール屋根防水改修工事、給食用ごみ収納庫設置工事を実施。また、宇美中学校では、特別支援学級教室内黒板等設置工事を実施。宇美東中学校では、校舎屋上防水修繕工事、体育館高天井照明取替工事を実施。宇美南中学校では、校舎2階ベランダ鳩飛来防止対策工事を実施した。 ○ 昨年度策定した、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、桜原小学校校舎外壁等改修、校内トイレ改修及び宇美中学校体育館外壁等改修工事を実施した。また、来年度発注予定の桜原小学校体育館外壁等改修工事の発注準備を行った。 ○ 小中学校のパソコン教室及び教職員が公務に使用するパソコン機器やネットワークシステム、電子黒板等をリースし、学校ICT環境を整備して、情報教育の充実を図った。 ○ 「GIGAスクール構想」の早期実現に向け、校内通信ネットワーク（Wi-Fi）、1人1台端末（Chromebook）の整備、また、各教室への大型液晶テレビ（50型）、校内放送設備（デジタル映像）の更新が完了し、効果的な活用が開始された。 ○ 通学路の安全を確保するため、各学校で定期的な安全点検を実施するとともに、教育委員会では、各学校の点検結果をもとに、関係機関で情報共有し、3月29日に宇美町通学路安全対策合同会議を開催し、対策の検討及び関係機関による改善を行った。 <p><施策13 指導力向上のための研修の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宇美町教育委員会・宇美町校長会が連携し「教頭研修会」「教務担当主幹研修会」「学力向上担当者研修会（小中連携授業改善研修会）」「特別支援学級担当者研修会」「司書教諭・学校司書合同研修会」、宇美町教育委員会独自の研修会として、「学校教育推進協議会」「宇美町教育論文研修会」「個別スキルアップ研修」「新規採用者研修会」「臨時的任 	

用教職員研修会」「図書館を使った調べる学習コンクール親子学習会」を年間計画に位置づけ、運営した。当該研修会の内容や参加対象者、感染症の状況等に応じて、対策を施しながらの実施、開催方法の変更、中止の判断を行いながら研修の推進を図ってきた。

- 小中連携授業改善研修会での指導助言にあたっては、福岡教育大学との連携事業を活用し、福岡教育大学附属小中学校の先生方を講師として招聘した。
- 福岡教育事務所と連携し、学校のニーズに応じた支援を行った。
- 「新規採用者研修会」では、服務規律の徹底、不祥事防止対策を主眼とした講話を実施した。

<施策14 働き方改革の推進>

- 各学校にタイムカードを導入して、教職員の勤務実態を把握し、管理職による指導改善を行った。
- 定時退校日（月2回以上）や学校閉庁日（8月12～14日）を設定した。
- 中学校では、ノー部活デイ（週2日）を設定した。また、令和2年2月には「宇美町立中学校における部活動の方針」を定め、令和2年度から運用することとした。
- 町内小中学校に自動音声によるメッセージ対応を導入するとともに、その目的や時間等を保護者へ周知し、その運用を図ってきた。
- 福岡県「教職員の働き方改革取組指針」に基づいて、「宇美町教職員の働き方改革取組指針」を作成し、宇美町教育委員会及び宇美町立小中学校が実施する教職員の働き方改革に向けて取り組む指針を示した。

課題

- 小中学校の施設は、老朽化が多くみられ、事後保全の対応が難しいので、年次計画を立て計画的に改善を図る必要がある。
- 人材育成のために、若年教員研修対象者や講師に対しての研修を継続的に行っていく必要がある。また、各学校におけるOJTを推奨し、各学校内での研修を充実させていく必要がある。
- 働き方改革に関する教職員の意識改革と施設設備等の環境整備を継続的に行う必要がある。

今後の取組の方向性

学校施設の整備・充実について

- 教育委員会と学校とが「学校施設評価」を行うとともに、昨年度策定した「小中学校長寿命化計画」を基に、安全性を確保し、必要な改修を計画的にすすめる。
- 子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現を図るといふGIGAスクール構想の趣旨に沿って、子どもの学習意欲を高め、学習理解を促進できるよう、授業で有効に活用できる環境整備を推進する。

指導力向上のための研修の充実について

- 教育委員会と宇美町校長会とが連携し、町の教育課題解決に向けて、必要な識見を獲得する研修の充実をすすめる。
- 福岡教育大学や福岡教育事務所等と連携し、専門性の高い講師を招聘することで、教職員としての実践的指導力を高める研修を行う。
- 個別の教職員のニーズや課題に応じた研修を実施する。また、各学校で管理職（学校長）主導による「校内OJT」を推進する。
- 不祥事防止については、定例校長会及び各種町内研修会において適宜取り扱い、サービスの厳正な保持について啓発する。

働き方改革の推進について

- 「宇美町教職員の働き方改革取組指針」の周知を図るとともに、教職員の長時間勤務を是正するために、タイムカード等の活用により勤務実態を把握し、管理職による指導・改善を推進する。
- 定時退庁日やノー部活デイ、学校閉庁日を実施する。また、留守番電話の活用を図る。

○成果指標に対する評価

〔成果指標〕志を持って学び、心豊かでたくましい宇美の子ども

令和2年度に取組を実施し目標達成を目指す中で、令和2年度末の成果では、おおむね目標値を達成しています。

1 生き抜く力の育成

新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初の計画の通りに実施できない取組があったが、多くの指標において目標を達成することができました。特に、確かな学力に関しては、令和2年3月から3ヶ月程度、臨時休業を余儀なくされた中、学習活動の重点化を図りながら、学びの保障を行ってまいりました。学力調査における経年比較からは、成果を見とることができる。今後、子どもの学びのためのICT活用についても、新たに研修会を立ち上げるなど、力を入れて取り組んでいきます。

2 学校運営への参画促進

令和2年度は、コロナ禍において、学習参観や各種会議等、学校と家庭、地域とが集まって活動することが大変困難な状況でした。

今後、感染症の状況や新しい生活様式に沿った連携・協働の在り方を構築していく必要があります。また、学校運営への参画促進に向けて、整備された環境を生かしながら工夫をしていくとともに、学校ホームページ等を活用して、今後も情報発信に努めてまいります。

3 教育環境の整備

学校施設の維持管理のため、工事や修繕を適切に実施しました。また、学校施設の老朽化に対応するため、昨年度策定した「小中学校長寿命化計画」に基づき、大規模改修（桜原小学校校舎、トイレ及び宇美中学校体育館）を実施しました。さらに、国が提唱する「GIGA

スクール構想」に沿って、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、早期的な実現を達成しました。今後は効果的な運用・活用を推進してまいります。

働き方改革の推進については、時間外の電話対応業務の軽減等を推進し、教職員の長時間勤務の改善につなげるため、全学校において自動音声によるメッセージ対応を導入し、保護者等への周知を行いました。今後は、「宇美町教職員の働き方改革取組指針」の周知を図るとともに、勤務実態を把握し、管理職による指導・改善を推進し、教職員が子どもと向き合う時間を確保してまいります。

○学校教育施策に関する指標評価

1 生き抜く力の育成

◇ 学校教育課指標

下表中の指標の○の数字は教育振興基本計画の施策番号

指 標	指標の概要	目標値（令和2年度）	成果（令和2年度末）
I 生き抜く力の育成			
① 学力向上の取組の推進	学力向上推進担当者研修会の実施	年4回	100%
	全員研修会の実施	年2回	86%
② 特別支援教育の充実	特別支援教育担当者研修会の実施	年4回	第2回は中止
	特別支援教育支援員の配置	全学校	100%
	教育支援委員会の計画的な実施	各学校ごと	100%
	就学前保護者向け就学学習会の実施	年2回	100%
③ 読書教育の推進	学校司書・司書教諭合同研修会の実施	年3回	100%
④ 新しい時代に対応した教育の推進	全学校への外国語指導助手の派遣	全小中学校	100%
⑥ いじめ・不登校への対応	適応指導教室指導員・SSW・教育相談員の配置	全小中学校	100%
⑦ ふるさと宇美を愛する心の醸成	町内新規赴任者対象の文化財研修の実施	年1回	中止
⑨ 健康教育の推進	学校給食運営検討委員会の実施	年17回	100%

◆ 各小中学校指標

指 標	指標の概要	目標値（令和2年度）	成果（令和2年度末）
① 学力向上の取組の推進	検証改善サイクルの確立	年1回以上	100%
	少人数指導の実施	100%	100%
	「全国学力・学習状況調査」における標準化得点（全国を100としたときの本町の結果）	前年度比+2ポイント	未実施

② 特別支援教育の充実	校内特別支援教育委員会の計画的な実施	年10回以上	100%
	個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用	100%	100%
③ 読書教育の推進	教育課程に位置付けた調べる学習の実施	全学校 (中学3年は任意)	100%
	読書に親しむ時間の設定	実施	100%
	調べる学習コンクール提出率 (中学3年除く)	全児童生徒の 90%	75% (8校中6校達成)
	平均読書冊数の増加	平均読書冊数昨 年度比増加	75% (8校中6校達成)
④ 新しい時代に対応した 教育の推進	プログラミング教育に係る学習活動を位置付けた年間指導計画の作成	作成している (小学校)	100%
	キャリア・パスポートの作成	全児童生徒 作成済	100%
	年間計画に位置付けたプログラミング教育に係る学習活動の実施	実施した	100%
	年度末に全児童生徒が次年度に引き継ぐキャリア・パスポートを持っている。	全児童生徒が 持っている	100%
⑤ 道徳教育・人権教育の 推進	道徳科に関する校内研の実施	年1回以上	100%
	保護者や地域を対象とした道徳科公開授業の実現	年1回以上	25% (8校中2校実施)
	人権教育教材「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」の計画的実施	実施	100%
	質問紙「自分にはよいところがあると思いますか」	小学校80% 中学校75%	未実施
⑥ いじめ・不登校への対応	児童生徒へのアンケート、教育相談の実施(毎月)	計画通り実施	100%
	認知したいじめへの早期対応	100%	100%
	各学校における各種研究会での関係諸機関職員活用回数	年2回以上	100%
	マンツーマン対応	100%	100%
⑦ ふるさと宇美を愛する 心の醸成	副読本「わたしたちの宇美」の活用	小学校 活用率100%	100%
	質問紙「地域や社会で起こっている問題や出来事に興味がありますか」	小学校65% 中学校60%	100%
⑧ 体力向上のための取組 の推進	一校一取組の実施	年1回以上	100%
	スポコン登録	小学校:100%	87.5%

			(5校中4校達成)
⑨ 健康教育の推進	弁当の日の実施	年3回	年3回3校 年2回5校
	質問紙「朝食を食べている」	肯定的な回答 80%以上	未実施

2 学校運営への参画促進

指 標	指標の概要	目標値(令和2年度)	成果(令和2年度末)
⑫ 学校施設の整備・充実	学校施設評価の実施	年1回	100%
	施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)の策定	100%	100%
	ICT環境整備(タブレット・LAN整備)	100%	100%
⑬ 指導力向上のための研修の充実	個別講座の実施	年間20回以上	100%
	新規採用者・臨時的任用職員対象の研修会実施	年2回	100%
⑭ 働き方改革の推進	留守番電話の設置・活用	全学校	100%

◇ 学校教育課指標

指 標	指標の概要	目標値(令和2年度)	成果(令和2年度末)
⑩ 地域とともにある学校づくりの推進	学校教育推進協議会の実施	年2回	100%
	CSに関する教務担当主幹教諭研修会の実施	年1回	100%
⑪ 連携・協働による教育活動の活性化	学校運営協議会への参画	各学校1名	100%

◆ 各小中学校指標

指 標	指標の概要	目標値(令和2年度)	成果(令和2年度末)
⑩ 地域とともにある学校づくりの推進	保護者同席の規範意識育成学習会の実施	年1回以上	全校中止
	質問紙「授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があったと思いますか」	肯定的回答 75%以上	未実施
⑪ 連携・協働による教育活動の活性化	学校運営協議会の実施	年3回以上	100%
	連携・協働による取組の発信	年3回以上	100%
	学校と地域が連携・協働して行う教育活動の実施	各学校 年3回以上	4校達成 4校未達成

3 教育環境の整備

◇ 学校教育課指標

◆ 各小中学校指標

指 標	指標の概要	目標値（令和2年度）	成果（令和2年度末）
⑫ 学校施設の整備・充実	学校安全点検の実施	年1回	100%
	施設の不備による児童生徒の事故ゼロ	ゼロ	100%
	大型テレビや実物投影機を活用した授業をした職員	70%以上	100%
⑬ 指導力向上のための研修の充実	町内の教職員を招聘して行う校内研の実施	年2回以上	37.7% (8校中3校達成)
	学校課題別研修会の実施	年2回以上	100%
	不祥事防止に関する研修会や啓発の場の設定	月1回以上	100%
	校外で指導をした教職員	年2回以上	62.5% (8校中5校達成)
	不祥事ゼロ	100%	100%
⑭ 働き方改革の推進	タイムカードの運用（全学校）	活用率100%	100%
	定時退校日の計画的な実施	実践率100%	100%
	ノー部活デイの実施（中学校）	週2日	100%
	年次休暇、時間休暇取得率の向上	昨年度比アップ	75% (8校中6校達成)

《社会教育施策》

基本方針	学び続ける輝く人づくりをめざす社会教育の推進
成果指標	自己の目標や理想の実現に向けて学び続ける輝く人づくり



重点施策	1 生涯学習の推進
主要施策	
○生涯学習活動の推進	
○中央公民館講座の充実と地域における学習活動の推進	
施策の取組状況	
○生涯学習活動の推進	
生涯学習活動の推進の一環として、宇美町学習支援者派遣事業実施要綱に基づき、読み聞かせや英語、手話など様々な知識や技能をもたれた方々に「学習支援者」として登録をしていただき、学校、保育園、地域等の要請に応じて学習の支援を実施した。	
(令和2年度)	
・学習支援者登録者数：個人 44・団体 13 計 57	
・学習支援者派遣：延べ件数 12件／派遣延べ人数 17人	
(平成31年度)	
・学習支援者登録者数：個人 44・団体 15 計 59	
・学習支援者派遣：延べ件数 117件／派遣延べ人数 278人	
○中央公民館講座の充実と地域における学習活動の推進	
中央公民館講座の充実を図るため、高齢者や団塊世代を対象の中心として、生きがいづくりの推進や学習活動の支援を目的とした「いきいき講座」、子どもの成長について理解を深め、子どもを育てる中で抱えている課題や家庭教育に関する学習機会及び情報提供を	

目的とした「家庭教育講座」、子ども同士や親子による体験活動を通して、青少年の健全育成を図ることを目的とした「チャレンジクラブⅠ・Ⅱ」の各講座の実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「いきいき講座」及び「チャレンジクラブⅡ」は中止とし、「家庭教育講座」及び「チャレンジクラブⅠ」は回数や開催時期を検討し、実施した。

1 いきいき講座

(令和 2年度)

中止

(平成31年度)

8回：延べ169人

内容：軽運動、町の歴史、相続、終活など

2 家庭教育講座

(令和 2年度)

前期 中止

後期 4回 延べ27人

内容：一人の講師による連続講座

免疫力について、長所伸展法、コミュニケーション術、五感について

(平成31年度)

前期 4回 延べ60人

内容：運動、お掃除

後期 4回 延べ46人

内容：長所伸展法（メイク術）、料理、アンガーマネジメント、スクラップブック（ほめ写）

3 チャレンジクラブ

(令和 2年度)

チャレンジクラブⅠ 子ども対象 5回 延べ75人

内容：物作り体験、書道、歴史を学ぶ

チャレンジクラブⅡ 親子対象 中止

(平成31年度)

チャレンジクラブⅠ 子ども対象 13回 延べ444人

内容：軽運動、絵画体験、物作り体験、調理体験

チャレンジクラブⅡ 親子対象 3回 親子33組 延べ82人

内容：料理体験、軽運動

(回数／受講者数計)

令和 2年度 9回 延べ102人

平成31年度 32回 延べ801人

指標の設定

宇美町学習支援者派遣事業については、令和2年度の目標として平成31年度の実績を上回るように目標値を設定したが、学校や地域等が新型コロナウイルス感染拡大防止のため、密になる会議や外部講師を迎える研修等の実施を見合わせたため12件の派遣件数となった。

中央公民館講座については、令和2年度の目標として、平成31年度の実績を踏まえ、より多くの方に講座を受講していただくため、講座の内容見直し、計画をしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、いきいき講座、家庭教育講座（前期）、チャレンジクラブの一部を中止するなど、前年度に比べ減少する結果となった。

成果等

宇美町学習支援者派遣事業については、事業自体すべてが中止とならず対策等を講じて実施できた団体もあったことは次年度以降へつながると考えられる。また、次年度以降も新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、実施する団体へは対策を講じて行うよう指導するとともに状況に応じた対応を行うことと考えている。

中央公民館講座については、開始を遅らせて行ったチャレンジクラブⅠでは、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、5回実施することができ、参加した子どもたちから学校や家庭で体験できないことができたことと喜びの声があった。家庭教育講座では、不規則な生活などから生じる免疫力の低下の改善や、ホルモンバランスの変化を生かしメイク術、子どもと向き合ったコミュニケーション術、その他妊娠中の五感の養う大切さなど子育てを行っていくうえで重要となる講座を実施することができた。また、コロナ禍の中でできることなどについても講師からお話があり、受講者は講座の内容に満足されていた。託児の利用もあり子育て世代の参加者が受講しやすい環境で実施することができた。

課題

宇美町学習支援者派遣事業については、派遣を希望する団体、派遣される講師が固定化していることや要綱に定めてある派遣時間等の制限について、2時間以内とあるが30分にも満たない活用や2回制限を超えて派遣を行っているなど、現状の活用形態にあっていない部分がある。

中央公民館講座の講師については、素晴らしい内容でお話していただいているが、固定化してきており、幅広い学習ニーズに対応した講師の選定や受講者による自主講座の実施に向けた支援などにより人材発掘・活用が課題となっている。

今後の取組の方向性

宇美町学習支援者派遣事業については、本事業をより多くの方々に知っていただくためのHPやSNSなどによる広報活動を強化し、派遣を希望する団体や講師登録の増加を図り、多くの方々に学習の場の提供を行えるようにしていく。また、有意義な学習時間を確

保してもらうように派遣時間などの制限について要綱の見直しを行う。

中央公民館講座の講師については、個人のニーズと社会の要請、関係機関との連携、さらにコロナ禍において急速に需要が高まった情報機器の活用を行い、子どもから高齢者までの多様な学習講座を開設するための基本目標を設定し、3カ年計画を立て評価改善し実施していく。

重点施策 2 青少年の健全育成

主要施策

- 青少年の体験活動等の充実
- 関係団体・機関等が連携した青少年健全育成

施策の取組状況

○青少年の体験活動等の充実

青少年の体験活動等の充実を図るため、中央公民館講座で開催している「チャレンジクラブⅠ・Ⅱ」のほか、学校のグラウンドや体育館等に安全・安心して活動できる活動拠点（居場所）を設け、地域の人材活用、週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動を目的に実施する「いきいきいのっこ子ども教室」の支援や、子どもたちに多様な体験活動や学習の場の提供し、子どもの自主性・主体性・創造性の確立を図ることを目的に、関係団体と連携した「少年少女の主張大会」や「子ども体験ワークショップ」の企画を行った。

1 いきいきいのっこ子ども教室

対象児童：井野小学校全児童対象

（令和2年度）

参加者 児童 延べ350人（登録者数33人）

ボランティア 延べ189人（登録者数42人）

実施回数 13回

軽スポーツ、工作、井野山ハイキング、消防署見学 など

（平成31年度）

参加者 児童 延べ597人（登録者数41人）

ボランティア 延べ357人（登録者数33人）

実施回数 26回

フットサル、グラウンドゴルフ、ドッチボール、フラダンス、プール
凧作り、一字書、芋苗植え、芋ほり、そうめん流し、みそ作り など

2 少年少女の主張大会・こども体験ワークショップ（ふみの里まなびの森フェスタ）

（1）少年少女の主張大会

小中学生を対象に、論理的に物事を考える力、自分の主張を正しく理解してもらう力、広い視野と柔軟な発想や創造性などを身につけることを目的として、各小中学校代表者8名による弁論大会。

(令和 2年度)

中止

(平成31年度)

少年少女の主張大会 観覧者 139人

(2) こども体験ワークショップ

地域の方々の協力の下、子どもたちに多様な体験活動や学習の場の提供することを目的に、体験コーナーや展示コーナーを設置

(令和 2年度)

中止

(平成31年度)

こども体験ワークショップ、展示コーナー 996人

○関係団体・機関等が連携した青少年健全育成

人と人とのコミュニケーションの原点であるあいさつを通じ、青少年の健全な育成及び非行防止を図ることを目的に青少年関係団体が計画した「あいさつ・声かけ運動」に関し支援を行った。また、福岡県青少年健全育成条例に基づき、関係業者等に対し条例の周知を図るとともに、営業の実態を把握して必要な指導を行い、青少年を取り巻く有害環境の浄化を目的に「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせ、関係団体及び県警察本部少年課とともに町内コンビニ、カラオケ店、ゲームセンター、携帯電話事業所等に対し立入調査を実施した。

1 あいさつ声かけ運動啓発事業

(令和 2年度)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため街頭啓発を中止し、啓発物品を作成し、町内小中学校全生徒に配布。

小学生：啓発チラシと鉛筆

中学生：啓発チラシと3色ボールペン

(平成31年度)

通学時間帯に宇美小学校・宇美中学校校門前で実施。参加者 39人

上記別日にJR宇美駅前での実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

2 町内店舗等立入調査

(令和 2年度)

町内立入調査実施箇所 7月：8箇所 11月：9箇所 計 17箇所

(平成31年度)

町内立入調査実施箇所 7月：8箇所 11月：8箇所 計 16箇所

指標の設定

青少年の健全育成及び非行や犯罪被害の予防と抑止のため、継続して啓発活動や立入調査を行っていくこととして目標を設定した。

成果等

青少年の健全育成に係る体験活動事業については、多くの青少年に興味関心をもってもらい、楽しんで参加してもらえるように青少年関係団体と連携し、体験の場や学習の場を提供できるように企画を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

しかし、事業についての見直し等について協議を行えたことは、今後につながっていくと考えられる。

あいさつ声かけ運動については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため街頭啓発は中止となったものの、啓発物品を作成し小中学校へ啓発活動を行うことができた。

課題

青少年の健全育成に係る体験活動事業の一つである子ども体験ワークショップ（ふみの里まなびの森フェスタ）については10年以上開催しており、内容がマンネリ化してきている。また、少年少女の主張大会においては、新型コロナウイルス感染症の対策を講じた開催方法を検討する必要がある。

「いきいきのっこ子ども教室」については、平成16年度から継続されている事業であるが、現状の地域学校協働活動事業の目的を再認識するとともに、課題等を整理し、他の小学校へ拡充を図る取組が必要である。

今後の取組の方向性

子ども体験ワークショップについては、関係団体と内容の大幅な見直し等を含め、今後の方向性についてさらに協議を行っていく。また、少年・少女の主張大会について、リモートや録画映像など新型コロナウイルス感染症の対策を講じて開催できる方法を検討する。

「いきいきのっこ子ども教室」については、現状の地域学校協働活動事業の目的を再認識するとともに、現在の課題等を整理し、他の小学校、地域へ事業説明等を行い、推進を図る。

街頭啓発活動については、今年度実施した啓発物品の小中学校への配布など、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた実施なども視野に継続して行っていく。

また、立入調査についても、青少年の取り巻く有害環境の浄化を目的に継続して行っていく。

重点施策	3 スポーツ活動の推進
<p>主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツを通じた町民の健康づくりの推進 ○スポーツ関係団体の支援 ○スポーツ振興事業の実施 	
<p>施策の取組状況</p> <p>○スポーツを通じた町民の健康づくりの推進</p> <p>例年開催している、町民の健康づくり及びスポーツの振興を図ることを目的とした町民参加型のスポーツ事業は、スポーツ大会の見直しについて検討を行った。しかし、検討段階で、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。今年度は、宇美町スポーツ推進計画策定懇談会で検討（会議開催4回）を行い「宇美町スポーツ推進計画」策定したことにより、今後の町のスポーツ推進の方向性を明確にした。</p> <p>○スポーツ関係団体の支援</p> <p>スポーツ外郭団体（宇美町スポーツ協会、宇美町スポーツ少年団）に対し、団体運営補助金の交付及び施設使用料の減免、施設の優先利用を実施することで、関係団体の運営が円滑に行えるように支援し、さらに、スポーツ大会の見直し等の協議を各団体と行った。また、総合型地域スポーツクラブNPO 法人 ふみの里スポーツクラブに対し、支援等を行った。</p> <p>○スポーツ振興事業の実施</p> <p>スポーツ振興事業として、計画していた健康づくり地域交流フェスタ「アビスパ福岡とボール遊び」や「ファミリー健康体力測定会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったが、コロナ禍でもスポーツの振興を図るため、新たな試みとして、ホームページやSNSによる情報発信を行った。</p>	
<p>指標の設定</p> <p>町民スポーツ大会への参加については、校区コミュニティ事業としてのスポーツ大会を構築するための指標設定とし、社会教育施設等を利用したスポーツ活動の状況及びスポーツ振興事業への参加については、前年度同等の指標設定としたが、コロナ禍にあり、成果等の評価を行う上で、今年度は困難な指標となった。</p>	
<p>成果等</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルス感染防止対策に伴い、各種事業が中止や規模縮小となったため、アウトプットやアウトカムについて数値で表すことは困難であったが、コロナ禍でもスポーツ活動を推進できる手法を新たに生み出す情報発信という取り組みを行うことができ、新たな社会様式でのスポーツ活動推進の一步を進むことができた。</p>	

課 題

- ・新たに策定した「宇美町スポーツ推進計画」に基づいた取り組みを実施するため、スポーツ推進審議会や各種団体と事業について協議を行い、今後のスポーツ大会等の見直しを行う必要がある。
- ・市民の自主的なスポーツ活動の活性化を図るため、各団体とさらなる連携を図る必要がある。
- ・スポーツ振興事業にかかわる様々な情報を収集し、障がいの有無にかかわらず、多世代の市民が誰でも気軽に参加できるようなスポーツ振興事業に取組み、さらに事業の広報活動に努める必要がある。

今後の取組の方向性

○スポーツを通じた市民の健康づくりの推進

新たに策定した「宇美町スポーツ推進計画」に基づいた取り組みを実施するため、新たに設置するスポーツ推進審議会や各種団体と事業について検討を行い、スポーツ活動の推進を図る。

○スポーツ関係団体の支援

スポーツ協会、スポーツ少年団、NPO 法人 心みの里スポーツクラブ 等の各事業が円滑に実施できるように、施設利用等の支援を行う。また、SNSによる情報発信を行い広報活動にも力を入れていく。

○スポーツ振興事業の実施

国・県などから情報を収集し、スポーツを始めるきっかけとなるスポーツ振興事業の推進を図るため、ホームページやSNSによる情報発信にさらに力を入れていく。

重点施策

4 芸術・文化活動の推進

主要施策

- 芸術・文化団体の支援
- 鑑賞機会の充実

施策の取組状況

○芸術・文化団体の支援

町の広報誌やホームページ等を活用し、芸術・文化団体（文化協会等）の広報活動の支援を行うことで、芸術・文化の振興に努めた。新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い、芸術・文化団体が例年どおりの活動を行うことができなかったが、新たな試みとして、コロナ禍でも芸術・文化活動の推進を行うことが可能なホームページやSNSによる情報発信を行った。

○鑑賞機会の充実

平成31年度までは、例年通り3つの大きな事業である「宇美町民文化のつどい」・「福岡Iブロック芸術文化のつどい」・「糟屋地区美術展」が開催されてきたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い、「宇美町民文化のつどい」と「福岡Iブロッ

ク芸術文化のつどい」が開催されなかった（糟屋地区美術展は開催）。このため例年と比較し、芸術文化関係事業の参加者数は減少したが、新たな試みとして、これまであまり展示を行っていなかった場所（中央公民館ロビー・資料館・地域交流センター）での展示活動を推進し、新たな場所での鑑賞機会の充実に取り組んだ。

指標の設定

芸術文化関係事業の参加者数（「宇美町民文化のつどい」・「福岡 I ブロック芸術文化のつどい」・「糟屋地区美術展」・「商工まつり」・その他文化協会体験教室等）を指標としたが、コロナ禍にあり、成果等の評価を行う上で、今年度は困難な指標となった。

成果等

上記指標に基づく成果は、各種芸術・文化活動における参加者数を指標としている。令和2年度は新型コロナウイルス感染防止対策に伴い、各種事業が中止や規模縮小となったため、数値で表すことは困難であったが、コロナ禍でも芸術・文化活動を推進できる手法を新たに生み出す情報発信を行うことができ、新たな社会様式での芸術文化活動の推進の一步を進むことができた。

課題

- ・引き続き、広報活動等の支援を行うとともに、各種芸術・文化事業（町民文化のつどいなど）との連携について、加入者数の増加に向けた検討を行う必要がある。
- ・鑑賞機会の充実を図るため、ホームページやSNSによる情報発信を強化する必要がある。また、町民文化のつどいなどの各種芸術・文化事業の運営方法や参加方法について、多くの方が参加するとともに、芸術・文化団体への加入につながるようにする必要がある。

今後の取組の方向性

○芸術・文化団体の支援

広報誌やホームページを活用した広報活動等の支援を行うとともに、芸術・文化団体（文化協会等）と町民文化のつどいなど各種芸術・文化事業との関わり方や運営方法を検討することで、芸術・文化団体への加入者数の増加に向けた取り組みを行う。

○鑑賞機会の充実

鑑賞機会（展示活動）の場をさらに広域に展開を図るとともに、ホームページやSNSによる情報発信を強化に向けた取り組みを行う。また、町民文化のつどいなどの各種芸術・文化事業について、芸術・文化団体への加入者数増加につながるような運営方法について検討していく。

重点施策	5 文化財の保存と活用
<p>主要施策</p> <p>○文化財保存活用事業の推進</p> <p>○資料館の展示内容の充実と調査研究及び教育普及の推進</p>	
<p>施策の取組状況</p> <p>○文化財保存活用事業の推進</p> <p>6月に、日本遺産「古代日本の『西の都』～東アジアとの交流拠点～」が拡充され、宇美町が「国特別史跡大野城跡」と「万葉集筑紫歌壇」の関連自治体としての追加となったことにより、関連自治体とともに、日本遺産関係事業に取り組んだ。今年度は、日本遺産ホームページの作成などの広報活動に加え、パネル展示等の周知活動を中心に実施した。</p> <p>また、福岡県立四王寺県民の森協議会・福岡県教育委員会・大野城市教育委員会・太宰府市教育委員会などと共に「大野城跡（四王寺山）森林浴ウォーキング」を実施した（参加者52人）。さらに、町制施行100周年記念事業として、「四王寺三十三体石仏スタンプラリー」も実施した。例年と比較し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、講座や出前授業などの文化財活用事業が実施できなかったが、新たな試みとして、ホームページやSNSによる情報発信を行った。</p> <p>○資料館の展示内容の充実と調査研究及び教育普及の推進</p> <p>歴史民俗資料館2階町民ギャラリーで、町民文化サークル団体等の作品展示会を9回開催（観覧者数2,696人）した。本来は14回開催する予定であったが新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、5展示会が中止となった。資料館企画展として、「天園遺跡発掘調査成果展」（6月9日～28日 観覧者数147人）、日本遺産広域型認定記念「日本遺産展」（10月17日～11月5日 観覧者数141人）、『新修 宇美町誌』刊行記念思い出の旧国鉄勝田線展」（3月26日～5月5日 観覧者数336人）の3企画を実施し、展示内容の充実を図った。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、4月4日（土）～5月25日（月）まで臨時休館し、さらに5月26日（火）より開館時間を10時に変更（以降継続中）するなど、来館者増加には厳しい状況であった。しかしながら、文化財保存活用事業と同じように、新たな試みとして、ホームページやSNSによる情報発信を行った。歴史民俗資料館の令和2年度入館者は、4,542人。</p>	
<p>指標の設定</p> <p>文化財保存活用事業の推進については、文化財専門委員会議の開催回数を指標としている。資料館の展示内容の充実と調査研究及び教育普及の推進については、歴史民俗資料館の来館者数（前年度の来館者数より増加を目標値）としている。資料館の来館者数については、コロナ禍にあり、成果等の評価を行う上で、今年度は困難な指標となった。</p>	

成果等

令和2年度は新型コロナウイルス感染防止対策に伴い、資料館を臨時休館とするなど、入館者増加に対して影響があり、数値で表すことは困難であったが、コロナ禍でも文化財の保存活用、資料館の来館者数増に向けて新たに生み出す情報発信を行うことができ、新たな社会様式での文化財保存活用推進の一步を進むことができた。

課題

- 文化財保存活用事業については、これまでの内容のみでなく、新たな事業の企画立案を行い、幅広い世代に文化財愛護や郷土を愛する心をはぐくむような意識向上を目指した事業に取り組む必要がある。
- 歴史民俗資料館の事業については、展示内容の充実を図るため、新たな展示資料の調査等を行い、展示資料の変更や新たな企画展を開催することで、入館者増に繋げる必要がある。

今後の取組の方向性

○文化財保存活用事業の推進

文化財保存に関しては、埋蔵文化財事前審査及び発掘調査等を継続して実施し、文化財の適正な保存に努める。文化財活用に関しては、宇美町誌編さん事業で得た知見や新資料を活用し、学校や地域への文化財に対する普及活動を通じて、町民の文化財愛護の意識向上を推進する。

○資料館の展示内容の充実と調査研究及び教育普及の推進

新たな取り組みとして、宇美町誌編さん事業の中で収集した専門資料（史料）の整理・調査研究を進め、資料館に新たに展示できる資料（史料）の検討を行い、展示内容の充実を図りたい。SNSによる情報発信をさらに行い、新型コロナウイルス禍での広報活動にも力を入れていく。

重点施策

6 読書活動の推進

主要施策

- 生涯学習を推進する図書館の充実
- レファレンスサービスの充実及び情報交流の場の提供
- 読書ボランティアなどと共働した読書活動の推進
- 子ども読書活動の推進

施策の取組状況

○生涯学習を推進する図書館の充実

町民の生涯学習を推進する図書資料を整備するため、新刊図書の購入や地域・行政資料などの収集、雑誌スポンサー制度の継続的な働きかけに努め、計画的に資料購入整備を図

ることができた。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止策により、新しい生活様式の中で図書館運営の改善を図ったが、4月4日（土）～4月30日（木）、5月1日（金）～5月25日（月）の間、臨時休館となり、5月26日（火）より開館時間を2時間短縮（10時～17時※以降継続中）とした上での、滞在時間の制限や利用制限もあり図書館利用増加には厳しい状況であった。

しかし、新たに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して電子図書館（令和2年度12月18日開設）を導入し、外出の自粛等で図書館への来所が困難な場合であっても、自宅からパソコンやスマートフォンで電子書籍を借りることを可能とした。

整備を行い、町内小中学校の児童・生徒にもID、パスワードを付与することで授業等での活用にもつながった。

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（10/10）

- ・電子書籍 7,830 点
- ・12月18日～3月末貸出点数 2,142 点

新型コロナウイルス感染拡大防止策をとり、新しい生活様式の中での図書館運営の改善を図ったが目標値には及ばなかった。（※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年4月4日～4月30日/5月1日～5月25日休館）

令和2年度入館者 54,559 人（1日平均 227 人）

図書館利用登録（令和2年度末現在）

総登録者数 21,961 人

町内登録者数 15,911 人（対人口） 町内登録率 42.6%

令和2年度個人貸出人数及び貸出点数 30,428 人 150,068 点

○レファレンスサービスの充実及び情報交流の場の提供

利用者への情報提供や調査研究活動・調べる学習コンクールの支援のため、レファレンスサービス（受付件数 1,721）の充実に努めるとともに、調べ方の道しるべとしてパスファインダーを年4回作成し活用した。また、図書館読書まつりなど新しい生活様式に対応した形で読書推進事業を実施し、利用者の交流を図るとともに、読書活動の普及啓発に努めた。

図書館活動のさらなる普及・啓発を図り、利用活性化を図るために10月24日、10月25日図書館読書まつりの中で各種行事を実施した。今年度はコロナ禍での開催となり、3密を避けるためイベントによっては人数制限を設けたり、分散型の形態をとるなどの対策を講じながら実施をしたが、読書ボランティア団体リレーおはなし会や人形劇「おおかみと七匹の子やぎ」、手づくりしおりセットの配布、町民みんなのいちおしBOOK、ブックリサイクルなど、本への興味関心、貸出や図書館に来館するきっかけづくりや交流の場につながった。

○読書ボランティアなどと共働した読書活動の推進

読書ボランティアの人材育成のため、(読み聞かせボランティアを養成し、子ども読書活動を推進するため)新型コロナウイルス感染拡大防止策をとり、図書館ボランティア養成講座読み聞かせ編(初級)を3回連続講座で開催した。(受講8人(募集8人))

受講を終了された方が読み聞かせ活動に興味を示されたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため予定していた、定例の読書ボランティアと共働したおはなし会やスペシャルおはなし会(春のスペシャルおはなし会・たなばたおはなし会・クリスマスおはなし会)が中止となったため、活動の参加には至らなかった。

読書ボランティア団体連絡会議を開催し、(参加5団体)コロナ渦における様式での共働したおはなし会の実施に向けた話し合いや情報交換を行い、読書まつりで読書ボランティア団体リレーおはなし会を実施した。

○子ども読書活動の推進

子ども読書活動の推進については、令和2年3月に策定した「第3次宇美町子ども読書活動推進計画」をもとに、新型コロナウイルス感染防止策をとりながら学校・家庭・地域・行政各課と連携して取組を進めた。

学校等と連携した事業として行った、「小学生読書リーダー・中学生読書サポーター養成講座」は、子どもたちに読書の大切さと楽しさを味わせるとともに、学校などで広める力を町立図書館と学校が連携して育成することを目的に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、内容、回数、募集人数を制限して実施した。ふみの里まなびの森フェスタの日に読書サポーターによる「ビブリオバトル大会」を実施予定であったが、まなびの森フェスタが中止となったため、9月の講座内で大会を実施した。学んだ手法を使って学校で読書週間のイベントを企画し、読み聞かせや新聞作成などを行うなど、学校全体に読書活動を広げることができた。(受講生 小学生10人参加/10人募集 中学生6人参加/9人募集)

(※小学生は平成25年度、中学生は平成27年度から実施。)

ブックスタート事業として、7か月健診の会場で直接絵本を手渡すなど、赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆとりをもってふれ合えるきっかけをつくることで、図書館利用の推進に努めた。また、1歳半、3歳健診時にも図書館案内や、ブックリストなどの資料配付を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止策により読み聞かせは実施できなかったが、こどもみらい課と協議し、健診時に絵本の配付とともに図書館案内や、ブックリストなどの資料配付を行い、家庭での読書につながるきっかけとなった。

(絵本配付314冊/対象者314人(配付率100%))

町立図書館から団体貸出として、平成31年7・8月から1小学校区コミュニティ運営協議会の文庫活動(移動図書館)を支援するため、図書セットの団体貸出を行っていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止策のため、申出により文庫活動が中止となった。

町内保育園6園への団体貸出の配本は2カ月に1回実施した。令和2年度、新たに1団体の利用登録、貸出があり、地域での読書活動が推進された。新型コロナウイルス感染症

拡大防止のため令和2年4月4日～4月30日、5月1日～5月25日休館になったが、その間、新たに放課後児童クラブに図書館から配本（2回）を行い、多くの子どもたちが本に親しむ時間を設けることで、心ゆたかな子どもの育成、指導員の方々の時間確保・業務軽減などにつながった。

1 1 放課後児童クラブ（学童保育所）に1箇所50冊配本

登録団体 107団体 利用団体 延べ46団体 貸出資料 9,162冊

指標の設定

図書館の充実については、整備した資料に対して人口（町民一人当たりの貸出件数）の活動状況を測る指標として町民一人当たりの貸出点数とした。

レファレンスサービスの充実及び情報交流の場の提供については課題解決支援を図る中で図書館としてどれだけ果たしているかを測る指標として職員の資質向上のための研修会の回数と利用者の求めに応じた情報の提供、情報源の指示、提供の件数とした。

読書ボランティアなどと共働した読書活動の推進については、図書館活動の中でボランティアにどれだけ活動の機会を提供しているかを測る指標としておはなし会の回数を設定した。

子ども読書活動の推進については、第3次「宇美町子ども読書活動推進計画」の取組の状況を測る指標として、子ども（18歳以下）の貸出点数とした。

新型コロナウイルス感染拡大防止策により、臨時休館や開館時間の2時間短縮など入館者、貸出増加には厳しい状況であり、成果等の評価を行う上で、今年度は困難な指標となった。

成果等

令和2年度は新型コロナウイルス感染防止対策に伴い、図書館を臨時休館とするなど、入館者増加や貸出点数に対して影響があり、アウトプットやアウトカムについて数値で表すことは困難であった。しかし、コロナ禍でも図書資料の充実を努め、新たに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して電子図書館を導入し電子書7,830点を整備した。外出の自粛等で図書館への来所が困難な場合であっても、自宅からパソコンやスマートフォンで書籍を借りることが可能となり、12月18日の開館から3月末まで2,142点の貸出につながった。町内小中学校の児童・生徒にもID、パスワードを付与し授業等で活用された。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年4月4日～4月30日、5月1日～5月25日休館になった間、新たに心ゆたかな子どもの育成、指導員の方々の時間確保・業務軽減などを目的に放課後児童クラブに図書館から配本を行い、多くの子どもたちが本に親しみ心ゆたかな子どもの育成につながった。

学校等と連携した事業として行った、「小学生読書リーダー・中学生読書サポーター養成講座」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、内容、回数、募集人数を制限して実

施し、受講生が学んだ手法を使って学校で読書週間のイベントを企画し、読み聞かせや新聞作成などを行うなど、学校全体に読書活動を広げることができた。

課 題

- 図書資料の整備と刷新を継続するとともに新しく導入した電子図書館の周知、利用を促し、多様な情報収集や的確な情報発信に努め、利用者増につなげる必要がある。
- レファレンスサービスや課題解決型サービスを充実させるため、図書館職員のスキルアップを図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止策をとった読書推進事業や生涯学習関連事業との連携を通じて、交流の場の提供に努める必要がある。
- 読書ボランティア団体間の交流や研修会を通して共働した取組を一層推進する必要がある。
- 「宇美町子ども読書活動推進計画」を基軸に、学校・家庭・地域・行政の連携をさらに緊密にし、子ども読書活動の推進を図る必要がある。

今後の取組の方向性

○生涯学習を推進する図書館の充実

市民の幅広い学習ニーズに対応するために、資料の刷新や・地域資料の整備充実を図るとともに、新たに導入した電子図書館の利用促進など新型コロナウイルス禍での情報発信広報活動の充実に努める。

○レファレンスサービスの充実及び情報交流の場の提供

レファレンスサービスや課題解決型サービスの提供を促進するため、年間を通じて計画的な職員研修を実施し、職員のスキルアップに努めるとともに新型コロナウイルス感染拡大防止策をとった読書推進事業や生涯学習関連事業との連携を通じて、交流の場の提供を行う。

○読書ボランティアなどと共働した読書活動の推進

図書館や学校・地域などで活動する読書ボランティアのネットワーク化を図り、交流や相互に協力し合う関係づくりを深め、共働した読書活動を推進する。

○子ども読書活動の推進

図書館を核としながら学校（園）・家庭・地域などが連携した読書活動を推進する。

重点施策

7 人権尊重の推進

主要施策

- 「宇美町人権教育・啓発基本指針」に基づく人権施策の推進
- 人権に関する教育及び啓発の推進
- 人権問題に対する相談体制の充実

施策の取組状況

○「宇美町人権教育・啓発基本指針」に基づく人権施策の推進

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、宇美町の実情に即した人権教育・

啓発に関する基本的な方向性を明らかにするため「宇美町人権教育・啓発基本指針」が平成 25 年度に策定され、その指針の基、人権施策の推進を行っていくため宇美町人権教育推進協議会を設置。新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を講じて、予定していた 3 回の協議会を開催することができた。協議会においては、再度協議会の趣旨説明や、福岡教育事務所の先生に講話をいただきながら、委員一人ひとりの人権教育に対する意識啓発と知識向上を図ることができた。

また、協議会の構成団体である人権擁護委員の取り組み事例を発表いただき、委員としての関わり方などについても理解する場を持てたことは、本町の人権教育の推進に繋がった。

○人権に関する教育及び啓発の推進

宇美町では、7 月の「同和問題啓発強調月間」、「社会を明るくする運動強調月間」、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の 3 つの強調月間を「宇美町人権問題啓発強調月間」と定めており、12 月の「人権週間」などの各種月間において人権に関する教育及び啓発を行うため街頭啓発や講演会などを計画したが、7 月の宇美町人権問題啓発強調月間における街頭啓発、人権問題啓発講演会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。各団体主催の人権問題啓発講演会、人権教育研修会においても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止及び不参加となった。

しかしながら、12 月の人権週間では街頭啓発という形にこだわらず、中学生と人権について話し合う場として座談会を実施することができた。

また、人権擁護委員と連携して取り組んでいる町内小学校での「人権の花運動」や町内中学校での「人権教室」についても実施することができた。

1 人権週間

(令和 2 年度)

町立中学校(3校)の生徒会役員 6 名と人権擁護委員 5 名、福岡法務局職員 1 名と教育長による「宇美町子ども・子育て支援条例」を活用した座談会を開催。

(平成 31 年度)

町立中学校(3校)の生徒会役員 9 名と人権擁護委員 3 名、福岡法務局職員 1 名と教育長による街頭啓発を実施。

2 町内小学校での「人権の花運動」の開催

小学 3 年生を対象に、やさしい思いやりの心を体得させ、人権思想を育むことを目的に人権の花ひまわりの栽培及び人権擁護委員による人権教室。

(令和 2 年度)

宇美小学校、原田小学校、井野小学校

(平成 31 年度)

桜原小学校・宇美東小学校

3 町内中学校での「人権教室」の開催

福岡人権擁護委員協議会との共催。

(令和 2 年度)

宇美南中学校 対象学年：2 年生 対象人数：75 人

(平成 31 年度)

宇美南中学校 対象学年：2 年生 対象人数：84 人

○人権問題に対する相談体制の充実

(令和 2 年度)

心配ごと相談 中止

特設人権相談 中止

(平成 31 年度)

心配ごと相談 年 20 回開催

特設人権相談 年 1 回

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 3 月は中止。

指標の設定

指針に基づく人権施策を推進するため、人権教育推進協議会の定例開催を設定。

人権に関する教育の推進については、講演会を計画したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

人権に関する啓発活動については、昨年に引き続き定例の実施回数を設定。

成果等

指針に基づく人権施策を推進するため、人権教育推進協議会の定例開催を設定したが、例年どおりの開催ではなく委員の方々の意識啓発や知識向上を図るため、様々な情報提供や委員間の意見交換の場の提供、人権教育に関する各種団体の取組紹介などを行い、人権教育の啓発、推進に繋がった。

人権教育及び人権啓発の推進をするため講演会や街頭啓発を計画したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、新型コロナウイルス感染症に関する人権の配慮について、広報・HP で啓発を行った。

また、小学校での人権の花運動についても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年どおりの活動を実施することができなかったが、啓発アニメの鑑賞やひまわりの花を育てることをとおして、命あるものを大切に育てる喜びや、人に対する思いやりの心を育むことの大切さを考える機会とした。

人権擁護委員による中学校での人権教室では、デートDVやスマートフォンの安全な使用についての研修を行うことで、生徒たちが学び、考える機会の提供ができた。

人権擁護委員や関係機関及び団体と連携し、相談体制の充実を図るとともに、相談でき

る場所の周知などを行った。

課題

宇美町人権教育・啓発基本指針については、平成 25 年度に策定されたもので 8 年が経過している。そのため、性的少数者や新型コロナウイルス問題など現状の課題等を含んだ計画への見直しが必要。

人権教育の推進を図る上で、人権擁護委員の情報共有を図る場が必要。

今後の取組の方向性

宇美町人権教育・啓発基本指針の見直しを行っていくため、人権教育推進協議会を中心に検討を行っていく。また、人権教育推進協議会については、継続して委員の皆さんの意識向上へつながる情報提供を図っていくこととする。

新型コロナウイルス感染拡大防止策を取りながら、できることを考えて、人権教育の推進と啓発を実施する。また、人権擁護委員の定例会を企画・開催することで、人権擁護委員の資質向上を図る。

○成果指標に対する評価

〔成果指標〕 自己の目標や理想の実現に向けて学び続ける輝く人づくり

1 生涯学習の推進

学習支援者派遣事業の派遣指導件数は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、研修会等の実施を見合わせる団体等が多かったため派遣件数が大幅に減少しましたが、対策等を講じて実施できた団体もあったことは次年度以降へつながると考えられる。

また、次年度以降も新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、状況に応じた対応を行うように考えています。

中央公民館講座の受講者数においても、新型コロナウイルス感染拡大防止により、いきいき講座、家庭教育講座（前期）、チャレンジクラブの一部を中止としたため目標に達しませんでした。チャレンジクラブⅠや家庭教育講座（後期）は開始時期を遅らせて開催するなど、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら実施することができました。

次年度以降は、個人のニーズと社会の要請、関係機関との連携、さらにコロナ禍において急速に需要が高まった情報機器の活用を行い、子どもから高齢者までの多様な学習講座を開設するための基本目標を設定し、3カ年計画を立て評価改善し実施していきます。

2 青少年の健全育成

ふみの里まなびの森フェスタにおける少年少女の主張大会の来場者数は、新型コロナウイルス感染拡大防止のより中止となったため、目標値には達成できませんでしたが、関係団体と事業内容の見直し等について協議を行えました。

次年度は、新型コロナウイルス感染対策講じた開催や大幅な事業の見直しを含め、関係団体

と協議を進めていく必要があります。

非行や犯罪被害の予防と抑止のための町内店舗立入調査回数については、目標値である年間2回行うことができ、青少年の非行や犯罪被害の予防と抑制に寄与できました。

今後も関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

3 スポーツ活動の推進

町におけるスポーツ活動の推進の指針となる「宇美町スポーツ推進計画」を策定したことにより、今後の取り組みについて目標を明確にすることができました。今後はこの計画に基づいてよりいっそうスポーツの推進に取り組みます。また、新たな試みとして始めたホームページやSNSによる情報発信を継続する必要があります。

4 芸術・文化活動の推進

芸術・文化団体の加入者数が減少傾向にあり、新たな試みとして始めたホームページやSNSによる情報発信を行いました。今後も継続する必要があります。また、鑑賞機会の充実を推進するため、町民文化のつどいなどの各種芸術・文化事業の運営方法や参加方法について、多くの方が参加するとともに、芸術・文化団体への加入につながるよう努めます。

5 文化財の保存と活用

文化財保存活用事業については、これまでの内容のみでなく、宇美町誌編さん事業で得た知見や新資料を活用し、新たな事業の企画立案を行い、幅広い世代に文化財愛護や郷土を愛する心をはぐくむような意識向上を目指した事業に取り組む必要があります。歴史民俗資料館の入館者数は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う臨時休館や開館時間の短縮により、前年度と比較し減少しました。新たな試みとしてはじめた、ホームページやSNSによる情報発信の強化を行いました。今後も継続するとともに、宇美町誌編さん事業の中で収集した専門資料（史料）の整理・調査研究を進め、資料館に新たに展示できる資料（史料）の検討を行い、展示内容の充実を図ります。

6 読書活動の推進

町立図書館の利用者や貸出冊数は年々漸減傾向にあります。令和2年度は、図書館運営の改善や読書推進事業の拡充を継続し、ホームページ活用など効果的な広報活動や情報提供を行ってきました。

読書ボランティアとの共働は読書ボランティア団体連絡会議や読書まつりでのおはなし会などは年々定着してきていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、実施できなかった事業が数多くありました。

令和2年度の子どもの読書活動については、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じて、小学生読書リーダー・中学生読書サポーター養成講座を実施し、公共図書館と学校司書が連携した取り組み・啓発などが推進されました。一方で、子ども（18歳以下）の貸出点数は年々減少しており、電子図書館の利用、啓発のために改善策を講じる必要があります。

7 人権尊重の推進

宇美町人権教育推進協議会の開催については、予定していた3回の協議会を開催することができました。また、協議会の内容においても、再度協議会の趣旨説明や、福岡教育事務所の先生に講話をいただきながら、委員一人ひとりの人権教育に対する意識啓発と知識向上を図ることができました。

人権問題啓発講演会や街頭啓発活動については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を見合わせましたが、新型コロナウイルス感染症に関する人権の配慮について、広報・HPで啓発を行いました。

今後の取組として、宇美町人権教育・啓発基本指針について、性的少数者や新型コロナウイルス問題など現状の課題等を含んだ計画への見直しが必要と考えられます。

○社会教育施策に関する指標評価

1 生涯学習の推進

指 標	指標の概要	目標値（令和2年度）	成果（令和2年度末）
中央公民館講座の充実	中央公民館講座への受講者数 チャレンジクラブⅠ・Ⅱ いきいき講座、家庭教育講座	延べ人数 900人	延べ人数 102人
学習支援者派遣事業の充実	学習支援者派遣事業の派遣指導者数	延べ人数 120件	延べ人数 12件

2 青少年の健全育成

指 標	指標の概要	目標値（令和2年度）	成果（令和2年度末）
青少年教育の推進	ふみの里まなびの森フェスタ（子ども体験学習等等）の来場者数	体験学習ブース 750人	中止
青少年の健全育成	非行や犯罪被害の予防と抑止のための、町内店舗立入調査回数	年2回	年2回

3 スポーツ活動の推進

指 標	指標の概要	目標値（令和2年度）	成果（令和2年度末）
町民スポーツ大会への参加	校区コミュニティ事業も踏まえて町民スポーツ大会を構築する	1事業/校区コミュニティ	検討課題として実施に至らず

社会教育施設等を利用したスポーツ活動の状況	社会教育施設等及び学校施設の利用状況 グラウンド等（学校開放含む）16箇所 体育館等（学校開放含む）11箇所	利用件数 延べ15,000件 利用人数 延べ290,000人	利用件数 延べ15,088件 利用人数 延べ227,890人
スポーツ振興事業への参加	ファミリー健康体力向上事業の参加者数	延べ100人/年	新型コロナウイルス感染拡大のため中止

4 芸術・文化活動の推進

指 標	指標の概要	目標値（令和2年度）	成果（令和2年度末）
鑑賞機会の充実	芸術文化関係事業の参加者数	3,000人	23人 （新型コロナウイルス感染症拡大防止策により、宇美町民文化のつどい・文化協会主催事業・福岡Iブロック芸術文化のつどいは中止。糟屋地区美術展のみ開催）

5 文化財の保存と活用

指 標	指標の概要	目標値（令和2年度）	成果（令和2年度末）
文化財の保存活用事業の推進	文化財専門委員会議の開催回数	年3回	年3回
歴史民俗資料館の展示内容の充実と調査研究及び教育普及の推進	歴史民俗資料館の来館者数	8,000人	4,542人 （新型コロナウイルス感染症拡大防止策により、臨時休館及び開館時間の短縮措置あり）

6 読書活動の推進

指 標	指標の概要	目標値（2年度）	成果（2年度末）
図書館の充実	町民一人当たりの貸出点数	年4.4点 <small>（現状を維持するため過去3年間の平均値で設定）</small>	年3.2点 <small>（計算式）町民貸出点数÷町民人口</small>
レファレンスサービスの充実及び情報交流の場の提供	レファレンスサービス職員研修の実施回数 利用者の求めに応じた情報の提供、又は情報源の指示、提供の件数	年4回 <small>（前年度と同程度で設定）</small> レファレンス利用件数 3,400件/年 <small>（前年度と同程度で設定）</small>	年4回 <small>（計算式）発行回数レファレンス利用件数 1,721件/年 （計算式）レファレンス利用状況</small>
読書ボランティアなどと共働した読書活動の推進	読書ボランティアと共働で開催するおはなし会の回数	年44回 <small>（前年度と同程度で設定）</small>	年8回 <small>（計算式）おはなし会の回数</small>
子ども読書活動の推進	子ども（18歳以下）の貸出点数	約57,000点 <small>（現状を維持するため過去3年間の平均値で設定）</small>	約29,081点 <small>（計算式）「町内18歳以下の貸出点数+18歳以下の団体貸出冊数」の合計点数</small>

7 人権尊重の推進

指 標	指標の概要	目標値（令和2年度）	成果（令和2年度末）
人権施策の総合的推進	宇美町人権教育推進協議会開催回数	年3回	年3回
人権に関する教育の推進	宇美町人権問題啓発講演会の参加者数	300人	中止
人権に関する啓発の推進	啓発活動の実施回数	年3回	年5回 <small>（座談会、人権教室）</small>

第5 点検・評価に関する有識者からの意見について

露口 健司（愛媛大学大学院教育学研究科 教育実践高度化専攻 教授）

●学力向上事業

学力向上事業の成果が出はじめているようです。教育委員会のビジョンを基盤として、各学校の校長先生の経営方針に基づき、学力向上コーディネーター及び先生方、学力向上支援員の皆さん、学校内外の関係者（家庭・地域住民）が、状況や場面に応じて、子供達の学力向上のために活躍されている様子がうかがえます。福岡県全体の学力水準が向上しているため、福岡県平均に追いつくのは大変なことですが、目標達成の目安である福岡平均超えに向けて効果のある実践を積み上げられおります。

読書への着目は、素晴らしいこととと思われます。GIGA スクールで子供がデジタルに接する機会が増加し、本に触れる機会が減少しがちです。しかし、豊かな思考力は読書によってこそ形成されるものではないでしょうか。デジタル＋アナログのパワーで、学力の基礎を培う戦略は間違いではないと思われます。

●GIGA スクール対応

GIGA スクール構想の具現化を目指し、学習提示、協働学習、家庭学習のために端末の効果的使用を開始していると推察されます（デジタルパワーで学力向上）。教員のICT活用指導力の育成、子どもが習得すべきICTスキルの明確化、各学校段階での到達基準の明確化、提示から協働学習への発展、持ちかえりのルール整備、学校での学習と家庭学習を連動させた使用方法の開発等、様々な課題が、GIGA スクール構想の実現過程で生じます。ICT活用推進担当者研修会や日頃の研修会の実施を通して、優れた実践の成果と失敗を共有できる学習機会の増加が求められます。

また、子供達が、デジタルの力（ICT活用）でコンピテンシー（能力）を習得し、個人と集団のウェルビーイング（幸福）を実現する「デジタル・ウェルビーイング」の実現を目指したいものです。これは、ゲームプレイ等に没頭する「デジタル・ユーフォリア（中毒的多幸福感）」とは異なるものです。

●デジタル世界のリスク（体力・健康向上）

子供達の体力・健康向上についても、着実な取組が進められていますが、コロナ禍では、ゲーム時間の増加や運動不足によって、視力低下や肥満の問題が発生していないか気になります。体力・健康は、子供のウェルビーイングの基盤でもありますので、一層の注意が必要であると思われます。コロナ禍における子供の体力・健康面の変化について、丁寧なデータ収集と分析の作業を一度実施する必要があると思われます。

●デジタル世界のリスク（不登校対応）

不登校対応についても、適応指導教室の設置、SC・SSW等の外部人材の配置により、着実に対応が進められています。ただし、不登校生徒の数の多さと高校進学率の問題を解決するた

めに、さらなる手立てが求められるのではないのでしょうか。不登校の出現リスク要因として、家庭の経済状況、家族構成、発達障害等の影響が明らかにされています。不登校は誰にでも起こり得るのですが、発生率は平等ではないのです。

ゲームや動画等のデジタルコンテンツへの没頭は、昼夜逆転を招き、不登校を助長させる要因にもなります。デジタルは、確かに不登校にとってのリスク要因です。しかし、学校とデジタル・ネットワークでつながることで、児童生徒の学習の遅れを取り戻し、また、学校内に引き込み、別教室で授業を受ける仕組みを整備することも考えられます。

学校でウェルビーイングを実感できない児童生徒（不登校となる可能性のある児童生徒）は、授業中の幸福感が最も低い傾向が認められます。これも、デジタルを活用した協働学習の機会を増加させる等の工夫で、なんとかしたいものです。

●家庭・地域をつなぐ

「子どもが家庭・地域に貢献できる場づくり」は、とても魅力的な言葉です。弁当の日の実践は、保護者の大変さを知るとともに、家族への感謝を抱くよい機会となるでしょう。コミュニティ・スクールの全校実施も、地域におけるつながりづくりの拠点として機能することが期待されます。さらに、こどもみらい課には、幼児教育へのさらなる投資、そして、保護者の成長機会の提供が期待されます。健全な子供の育成にとどまらず、健全な親子の育成を目指したいものです。

●教員の研修・職能成長機会

教育委員会と校長会が研修を構想するという仕組みに、感銘を受けました。働き方改革とは学び方改革であり、教員の研修を大切にす宇美町の研修スタンスは正しいと思われます。研修は不要業務と一緒に削減するものではないのです。研修は教員の生命線と言われます。教員の職能成長と成長によって得た指導力の統合こそが、教育効果向上の原点であると思われます。

●社会教育

コロナを理由とする様々な行事の中止は仕方ないことです。しかし、そろそろアフターコロナの社会教育事業の立案が期待される時期です。社会教育関係の事業のマンネリ化の部分については事業の集約が必要でしょう。しかし、これを期にバツサリと削減するのではなく、子供のウェルビーイングの視点から、事業を検討する作業が必要かと思われます。子供達が幸せな状態を、社会教育としていかに実現するかが重要です。幸せな状態にあると、物事がうまく運ぶのです（幸せだからうまくいく）。これは、大人だけでなく、子供にもあてはまることです。

〈資料1〉 宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、宇美町教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「宇美町教育振興基本計画」で定める主要施策とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、前年度の「宇美町教育振興基本計画」で定める主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 委員会は、施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

4 委員会は、点検及び評価を行ったときは、その結果を取りまとめた報告書を作成し、宇美町議会へ提出するとともに、報告書を公表するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 平成20年度に実施する点検及び評価の対象は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年度に策定する「宇美町教育施策要綱」で定める主要施策とする。

附 則（平成27年3月31日教育委員会告示第1号）

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、その任期中に限り、第 2 条の規定による改正後の宇美町人権教育推進協議会設置要綱の規定は適用せず、第 2 条の規定による改正前の宇美町人権教育推進協議会設置要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日教育委員会告示第 5 号）

この告示は、公布の日から施行する。